

地方分権改革有識者会議地方懇談会
「地域の優良事例の紹介」資料

北 海 道

道州制特区推進法

法律名 「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」

平成18年12月制定、平成19年4月施行

法の目的

地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに北海道地方等の自立的発展に寄与する。

法の仕組み

特定広域団体（北海道又は3以上の都府県が合併した都府県）は、国に対し、権限の移譲等を提案することができる。

* 現在は北海道のみが対象

道州制特区推進法に基づく提案状況

道民アイデア

道では、市町村、経済界、道民からアイデアを募集し、これまでの応募数は約400件

道から国への提案

北海道道州制特区提案検討委員会で議論し、これまで5回(第1回:H19.12.19提案~第5回:H23.10.28提案)、計30項目を国に提案

国の対応状況

- 国が対応・・・22項目

・提案の内容が実現したもの(全国展開含む)・・・9項目
・その他の対応が行われたもの・・・・・・・・・・13項目
- 国において継続検討・・・8項目

道州制特区推進法に基づく提案の具体例

地方の
医師不足

- 札幌医大の定員自由化に関する学則変更
届出先の知事への変更（H19.12提案）

地域医療を担う札幌医大の定員を増やそうとしても法律で国への届出が必要であり、自由にできない。

- ◆ 国の対応（H20.8 関係省令改正）

札幌医大医学部の定員に関する学則変更については届出が必要な範囲から除外し、文科大臣への届出は不要

くらしの
安全・安心の
確保

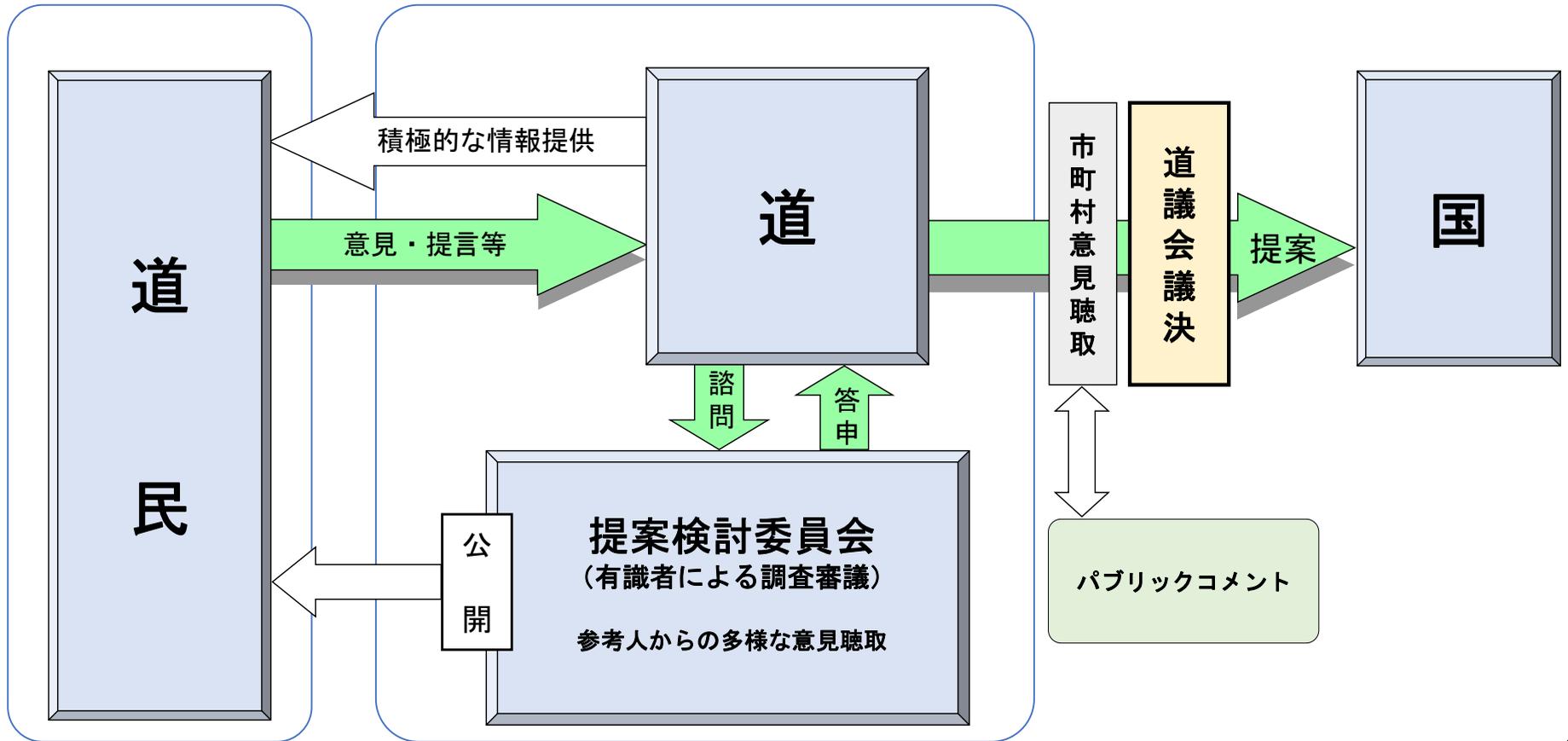
- 水道法に基づく監督権限の移譲（H19.12提案）

・ 給水人口が5万人を超える水道事業等の所管は国、それ以下は道と分かれている。
・ 監督権限については厚生労働省本省で対応しているため、緊急時に現地で速やかな指示を出すことができない。

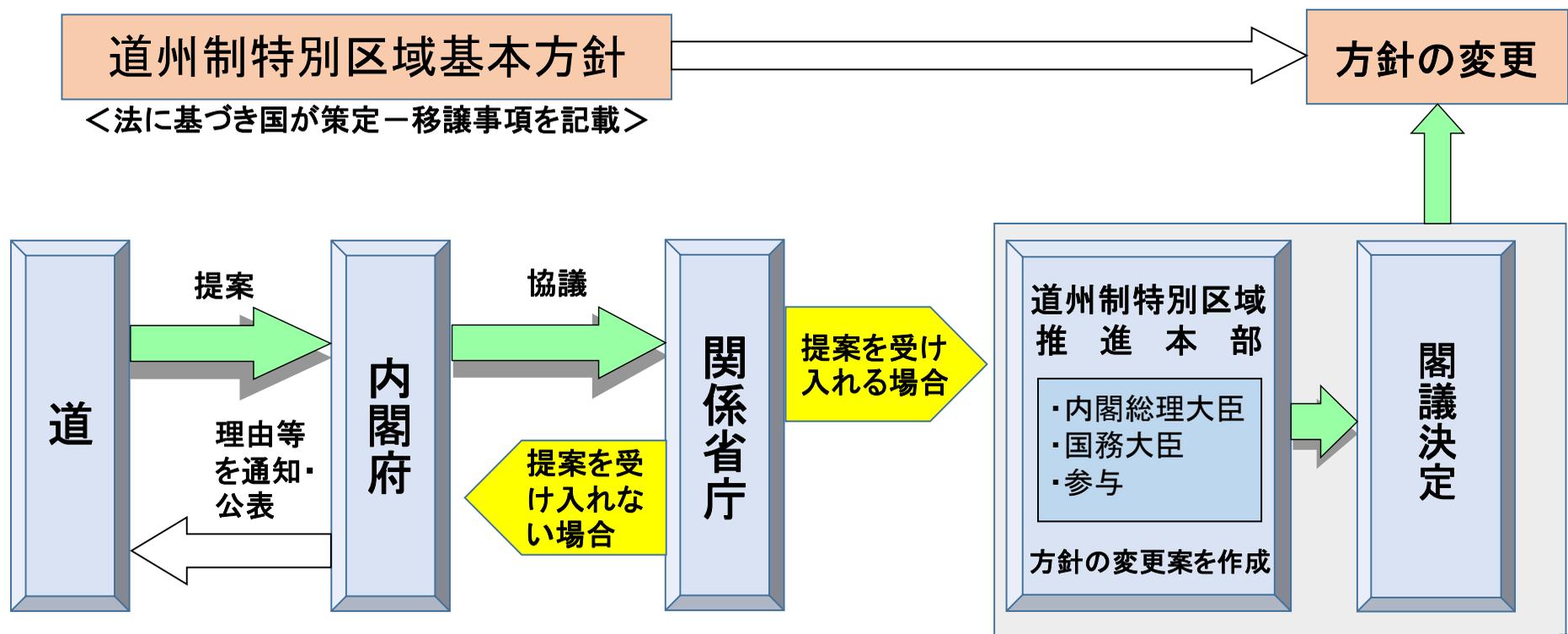
- ◆ 国の対応（H21.1 関係政令改正）

水道法に基づく国の監督権限と財源を北海道に移譲

道州制特区推進法に基づく国への提案の流れ



道州制特区推進法に基づく国の対応のしくみ



道から市町村への事務・権限の移譲

- H12. 4 事務処理特例条例を制定 → 道から市町村への事務・権限の移譲がスタート
- H13. 2 『道から市町村への権限移譲計画』を策定
- H17. 3 『道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針』を策定

移譲対象

道が所管する約5,100権限のうち、約3,100権限が移譲対象

進め方

- 市町村からの要望に基づく移譲 ⇨ **いわゆる『手挙げ方式』を採用**
- 移譲対象から『重点推進権限』として24事務を選定し、市町村に対し移譲受入を働きかけ

移譲に関する措置

権限移譲事務交付金

事務処理上の支援

道職員の派遣

初期投資への支援

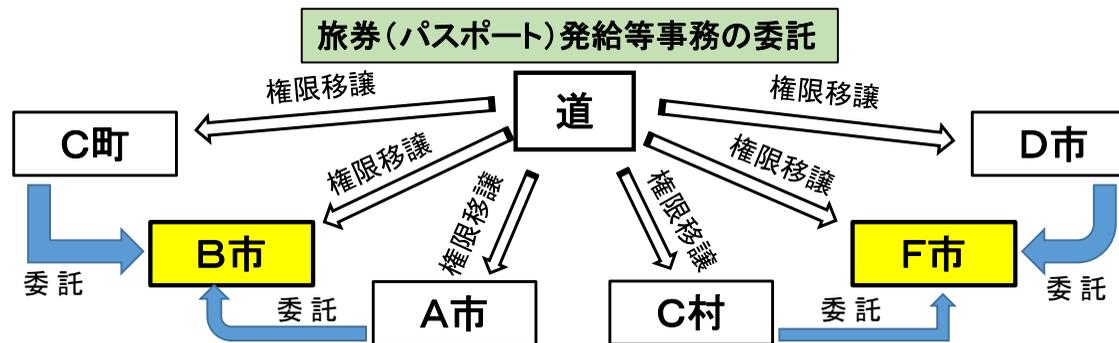
移譲実績

- 特例条例の制定(H12)からH26年度(予定含む)まで、延べ55,557権限を市町村に移譲
- そのうち、H17の「移譲方針」に基づき、延べ27,062権限を市町村に移譲

事例

旅券(パスポート)事務の発行・申請・受け取りに関する事務・権限

- ・道内179市町村のうち、124市町村で移譲を受入済(H26年度の移譲を含む)
- ・また、移譲を受け入れた上で、近隣市町への事務委託を実施した自治体は22市町村



「重点推進権限」として選定した事務のうち、次の事務権限について移譲が加速

- ・鳥獣保護法に基づく有害捕獲等の許可に関する事務……全179市町村に移譲済(とがりねずみ、ニューナイスズメの卵)
- ・農地法に基づく農地等の賃貸借の解約等に関する事務……167市町村に移譲済
- ・農振法に基づく農用区域内における開発行為の許可等に関する事務……140市町村に移譲済